

光明荘デイサービスセンター運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が運営する光明荘デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する 和泉市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号通所事業（以下「通所介護相当サービス」という。）の適正な運営を確保する為に必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護相当サービス従業者」という。）が、要支援状態等にある利用者に対し、適切な通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 通所介護相当サービスの提供にあたって、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、介護予防支援事業者等、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 6 通所介護相当サービスの提供にあたっては、介護保険法第 118 条の2 第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 7 通所介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、地域包括支援センター等へ情報の提供を行う。

- 8 前7項のほか、「和泉市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」（平成29年4月1日施行）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 通所介護相当サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名称 光明荘デイサービスセンター
- （2） 所在地 大阪府和泉市伏屋町三丁目8-1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1） 管理者1名（常勤職員）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている通所介護相当サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- （2） 生活相談員 5名（常勤5名）
介護職員 16名（常勤4名、非常勤12名）
看護職員 3名（常勤1名、非常勤2名）
機能訓練指導員 4名（常勤3名、非常勤1名）

通所介護相当サービス従業者は、通所介護相当サービスの業務に当たる。生活相談員は、事業所に対する通所介護相当サービスの利用の申し込みに係る調整、他の従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護相当サービス計画の作成等を行う。

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の機能訓練指導、助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1） 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月31日から1月3日までは休業日とする。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後5時00分までとする。
延長サービス 午後7時00分までとする。

(通所介護相当サービスの利用定員)

第7条 事業所の利用定員は一日一単位 40名とする。

(通所介護相当サービスの内容)

第8条 通所介護相当サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスをおこなうものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 給食サービス
- (3) 生活指導（相談・援助等）レクリエーション
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) アクティビティ など

(利用料等)

第9条 通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、和泉市介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の算定等に関する基準を定める要綱上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護保険負担割合に記載された割合に応じた額の支払を受けるものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う通所介護の送迎に要する交通費はその実費を徴収する。

(1) 事業所から片道20キロメートル未満 500円

(2) 事業所から片道20キロメートル以上1000円

3 食事の提供に要する費用については、680円（おやつ代51円含）を徴収する。

4 おむつ代については、原則持参である為、未持参時のみ実費徴収とする。

5 その他、通所介護相当サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

6 前5項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

7 通所介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はそ

の家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない通所介護相当サービスに係わる利用料の支払を受けた場合は、提供した通所介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施区域）

第10条 通常の事業の実施区域は、和泉市全域とする。

（衛生管理等）

- 第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - （1） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - （3） 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（サービス利用者に当たっての留意事項）

第12条 利用者は通所介護相当サービスの提供を受ける際に、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用者当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

（緊急時における対応方法）

第13条 通所介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急

変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

- 第16条 通所介護相当サービスの提供に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した通所介護相当サービスに関し、介護保険法第115条の45の7の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した通所介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当所の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等）高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束について)

第18条 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがある。

その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録を行うものとする。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行うものとする。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。
- (2) 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限る。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解くものとする。

(ハラスメント防止に関する事項)

第19条 事業所は、「ハラスメント防止対策に関する基本方針」に基づき、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) ハラスメントを未然に防ぐため、従業者に対する研修の実施

- (2) ハラスメントに関する相談、分析等実施体制の整備
- (3) ハラスメント行為者が利用者またはその家族であった場合、担当者の変更やサービスの中止またはサービス利用契約に基づく不信行為として契約の解除を行う。

(秘密の保持と個人情報の保護について)

第20条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(地域との連携)

第21条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所介護相当サービスの提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第22条 事業所は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後の研修1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年6回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な通所介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場

において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、通所介護相当サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間は保存するものとする。

6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人大阪府社会福祉事業団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年11月18日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する

この規程は、令和6年10月1日から施行する